

採択に関わる不正事案について大臣に申し入れ

教科書贈収賄事件を糺す会（平成 28 年発足・加瀬英明代表、以下「糺す会」と新しい歴史教科書をつくる会は、教科書会社の東京書籍と大日本書籍が採択関係者への報酬や接待等を行った事案を受け、13 日に永岡桂子文部科学大臣に対し、下記の申し入れを行いました。

これらの事案は平成 28 年度に起きた、自由社を除く全教科書会社による採択関係者への金品等受け渡し事案の発覚以降、6 年ぶりに明るみになったもので、未だにこのような慣例が日本中で残っている疑念を社会に再び生じさせました。また、これらは氷山の一角である可能性が高く、文科省ならびに教科書協会には徹底した調査と該当 2 社への厳罰を求めます。

糺す会とつくる会は、引き続きこれらの件についての推移に注目し、必要に応じて取り組みを行ってまいります。会員、支援者の皆様におかれましても、文科省が適切な措置を講ずるよう、声を上げていただきたく、お願い申し上げます。

令和 4 年 10 月 13 日

文部科学大臣
永岡 桂子 殿

教科書贈収賄事件を糺す会
代表 加瀬 英明
(一社) 新しい歴史教科書をつくる会
会長 高池 勝彦

<申し入れ>教科書採択に関する不正事案の徹底調査と厳正な処分を求める

今年 6 月、教科書会社の東京書籍が 2017 年度からアドバイザー制度を運用し、21 年 11 月に廃止するまで毎年度、全国で大学教授や元校長ら 300~400 人を依嘱し、年 15 万円の報酬を支払っていたことが発覚した。

さらに、去る 9 月 30 日付の各社報道によると、教科書会社である大日本図書が営業担当幹部らが今年 7 月に、茨城県五霞(ごか)町の倉持伸樹教育長らを県内の料亭で接待していたことが明らかになった。

過去に遡れば 2016 年、自由社を除く全ての教科書会社が全国各地で、教員などに様々な名目で金品を渡していたことが発覚した(教科書謝礼問題)。この重大事案に対し文科省は、教科書発行会社でつくる「教科書協会」に再発防止の徹底を求め、同協会はそれを目的とした「行動規範」を作成して文科省に提出した経緯がある。

教科書協会の行動規範には、以下の文言がある。

1. 採択関係者に対する不当な利益供与

会員各社は、時期及び名目の如何を問わず、自ら又は第三者を通じて、採択関係者に対して金銭や物品、労務の提供、饗応その他の利益を供与し、又は提供若しくは供与することを申し出てはならない。禁止される行為の具体例は下記の通りであるが、当該行為に限らず、不当な利益供与であるとの疑念を生じさせるあらゆる行為についても同様に禁止されるものである。

教育長は同規範では「採択関係者」に位置づけられている。さらに、この禁止事項を破った場合として、悪質な事例の場合は教科書協会からの「除名」まで含めた罰則規定が定められている。

まず、この度の大日本図書のケースだが、採択決定に実質的に大きな権限を持つ「教育長の接待」は極めて悪質であると言わざるを得ない。教育長本人はそのようなルールを「知らなかった」と言い訳をしているが、前述の教科書謝礼問題であれだけ文科省や公正取引委員会まで巻き込んだ社会問題の挙げ句につくられた上記のルールを知らないはずがない。大日本図書の会社や社員に至っては、これが絶対守るべきルールであることは百も承知のことだ。もはや何の言い訳も通用しない。

東京書籍の件は、アドバイザーならこのルールに抵触しないという勝手な解釈を持ち出し、法の網の目をくぐるようなやり方をしており、これも断じて許されるものではない。

この2社の行為によって、またもや教科書行政の公正と信用は大きく損ねられた。教科書会社を監督する文科省ならびに教科書協会は、この事実を重く受け止めるべきである。もはや2016年の時のような生ぬるい処分をすることは許されない。教育行政の信用回復のためにも両社に対し、規定に従い、除名や教科書発行停止処分を含む厳罰に処すことを強く求める。

さらに付け加えると、大日本図書は現在、茨城県において、小学校では全採択地区の算数・理科で、中学校では9割に近い地区の数学・理科で、教科書が採択され使用されている。ほぼ独占状況と言っても過言ではない。茨城県教育委員会は、10月5日に県下の全採択地区協議会に対してそのような事例の有無について確認をするよう指示した。ところが、次の日には全協議会においてそれらの疑念はないと発表した。しかしこんな形式的、アリバイ的な調査で本当に疑念が払拭されたとは考えられない。別の採択地区でも、恒常的に関係者に対しこの種の利益供与があったのではないかと疑われても仕方のない状況である。

私たちは文部科学省に対し、本件に関する徹底的な調査と、その結果の公表を強く求めるものである。

以上